

令和 7 年度

街路灯設置補助金交付申請の手引

・街路灯設置補助金の申請に当たっては、必ずこの手引をお読みください。

・令和6年度から様式が変更になりました。完了届と請求書を1つの様式にまとめましたので請求書のみの提出は不要となります。過去の様式は使用せず、最新の様式を使って申請するようお願いします。

・現在設置している街路灯がLED灯であっても、設置した日の属する年度から起算して10年度を経過したものは、補助金の対象となります。ただし、LED灯は水銀灯等と比べて寿命が長いことから、現在の明るさに問題がなければ、市と町内会双方の費用負担を抑える意味でも長くお使いいただくことをお勧めします。

・街路灯が故障し、故障した灯具の更新のために街路灯設置補助金の利用を希望する場合は、土木管理課道路占用係（電話：25－5375）まで随時御連絡ください。
（故障対応用として、通常の申請とは別に予算を確保しています。予算の執行状況によっては御要望にお応えできない場合がありますので、御了承ください。）

旭 川 市

目 次

1 申請から補助金交付までの流れ		1
2 補助金の額及び補助の対象		1
3 街路灯設置補助金交付申請書の提出		2
4 工事完了届兼請求書の提出		3
5 街路灯が故障した場合		4
6 交付申請書の記載方法		5
7 設置箇所図の作成例		6
8 写真の撮影例		6
9 工事完了届兼請求書の記載方法		7
10 委任状の記載方法		8
11 委任状の提出		9
12 振込先口座の確認方法		10

1 申請から補助金交付までの流れ

令和7年度の街路灯設置補助金事業のスケジュールは、次のとおりです。

時 期	内 容
4月7日(月)～ 5月2日(金)	○補助金交付申請書の提出 ・郵送での提出も可能です。 ・補助予定額通知書が到着するまで、工事は開始できません。 (到着前に工事を開始した場合は、補助金の対象外となります)
5月26日(月)(予定)	○補助予定額通知書の送付 ・旭川市から申請者宛てに補助予定額通知書を発送します。
補助予定額通知書到着後	○街路灯設置工事の実施 ・申請書の内容に従って、工事を行ってください。 ・申請書の内容と変更が生じた場合は、工事開始前に変更申請の提出が必要です。
8月29日(金)まで	○工事完了届兼請求書等の提出 ・設置工事完了後、速やかに完了届兼請求書を提出してください。 ・郵送での提出も可能です。
10月末日(予定)	○補助決定額通知書の送付及び補助金の交付 ・補助金の決定額を文書で通知します。 ・補助金の交付日は、送付文書の中でお知らせします。

2 補助金の額及び補助の対象

街路灯設置補助金の額及び交付対象は次のとおりです。

(1) 補助金の額

設置区分	LED灯などの省エネ灯	
	補助金の上限額(1灯当たり)	補助率
既設の電柱等に設置するもの	22,000円	街路灯の設置に要する費用の2分の1以内
灯柱を新たに設置するもの	46,000円	

(2) 補助の対象

	内 容
対 象 者	道路に街路灯を設置する町内会等の団体
新規設置	1 既設の電柱等に灯具を設置するもの 2 新たに灯柱と灯具を設置するもの ※ 省エネ等以外の灯具(水銀灯や白熱灯、蛍光灯など)及び木柱の新設は対象外です。
灯具更新	LED灯等の省エネ灯へ変更するもの なお、次のいずれかに該当する灯具が更新の対象です。 1 設置した日の属する年度から起算して10年度を経過している街路灯 2 落雷などにより故障した街路灯 3 過去に旭川市から補助を受けていない街路灯
※次の費用は補助金の対象となりませんので、御注意ください。 ○補助金の予定額通知到着前に行った工事の費用 ○市への補助金申請に係る手続代行費用 ○更新に伴う既設灯具の撤去・処分に係る費用 ○電球の交換費用	

3 街路灯設置補助金交付申請書の提出

(1) 申請受付期間

令和7年4月7日(月)から令和7年5月2日(金)まで(土・日・祝日を除く)

午前8時45分から午後5時15分まで

※郵送で申請する場合は5月2日(金)必着をお願いします。

(2) 申請場所

旭川市7条通10丁目 旭川市役所第二庁舎4階

土木部 土木管理課 道路占用係 電話25-5375

※郵送で申請する方は、上記住所へ送付願います。

※第二庁舎の駐車場は無料です。市役所地下駐車場は、最初の30分間のみ無料となります。

地下駐車場をご利用の方は、駐車券にスタンプを押印しますので、駐車券を申請場所までお持ちください。

(3) 申請に必要な書類

必要な書類	書類の説明・作成に当たっての留意点
①街路灯補助金交付申請書 (記載方法:5ページ参照)	・補助申請額の欄は記入しないでください。 ・予定工事期間 ① 着工年月日→6月1日以降の日付を記載 ② 完了年月日→8月29日までの日付を記載 ・団体の担当責任者 補助申請の担当者を記入してください(申請者と同一でも可)。 昼間連絡ができる電話番号(携帯電話可)を記載してください。
②街路灯設置工事の見積書の写し(コピー)	・工事業者が作成した設置工事見積書の写し(コピー)が必要です。 ・見積書は、消費税が含まれているものを提出してください。 ・次の経費は補助金の対象となりませんので、見積書に含まれていないことを確認してください。 ① 市に対する申請書等の作成や申請の代行費用 ② 既設灯具の撤去・処分費用 なお、工事費用を口座振込で支払う場合は、振込手数料は補助金額の算定の対象になりませんので見積書と同額の振込を行ってください。
③設置箇所図 (作成例:6ページ参照)	・街路灯を設置する場所等がわかるもの
④姿図(カタログ等のコピー)	・設置する灯具のカタログ等のコピー 灯具の形状やワット数が分かるものが必要です。 ・灯柱を新設する場合は、柱の材質や寸法が分かるものも必要です。
⑤設置箇所の現況写真 (写真の撮影例:6ページ参照)	・街路灯を更新・新設しようとする電柱等の写真を周囲の風景を含め撮影してください。(更新の場合は、既設の街路灯がはっきりと写っていることを確認してください。) ・新たに灯柱を設置する場合はその予定地の写真が必要です。
⑥土地の使用許可 道路占用許可書のコピー 土地使用承諾書のコピー	・国道、道道又は市道に新たに灯柱を設置する場合 道路を所管する道路管理者から道路占用許可を受けてください。 (国道)旭川開発建設部旭川道路事務所 電話:61-0136 (道道)旭川建設管理部事業課 電話:26-4461 (市道)旭川市土木部土木管理課 電話:25-5375 ・私有の土地を利用して設置する場合 土地の所有者が作成した使用承諾書が必要です。 (承諾書のひな型が必要な場合は、担当までお知らせください。)

4 工事完了届兼請求書の提出

(1) 提出期間

工事完了後から令和7年8月29日(金)まで(土・日・祝日を除く)

午前8時45分から午後5時15分まで

※郵送で提出する場合は8月29日(金)必着をお願いします。

(2) 提出場所

旭川市7条通10丁目 旭川市役所第二庁舎4階
土木部 土木管理課 道路占用係 電話25-5375

※郵送で申請する方は、上記住所へ送付願います。

※第三庁舎の駐車場は無料です。市役所地下駐車場は、最初の30分間のみ無料となります。

地下駐車場をご利用の方は、駐車券にスタンプを押印しますので、駐車券を申請場所までお持ちください。

(3) 提出書類

必要な書類	書類の説明・作成に当たっての留意点
①設置工事完了届兼請求書 (記載方法:7ページ) (振込先口座の確認方法:10ページ)	・補助金の受領方法は「口座振替」又は「窓口払い」どちらかにチェックしてください。 ①口座振替を希望する場合 銀行、信金、信組、労金、農協等の金融機関のほか、郵便局(ゆうちょ銀行)への振込も可能です。 ②窓口払いを希望する場合 受取場所は次のとおりです。 「旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎2階 会計課」
②工事のしゅん工を証する書類の写し(コピー)	・電力会社所定の「しゅん工調査票」または「施工証明書兼お客さま電気設備図面」のコピーを設置灯数分提出してください。
③工事完了写真 (写真の撮影例:6ページ参照)	・申請時に提出した写真と同じ位置から背景を含めて撮影してください。 ・既設の街路灯と同じものを取り付ける場合は、既設の灯具と新しい灯具を並べて写真を撮ったものを別に1枚提出してください。
④工事代金の支払を証する書類の写し(コピー)	・工事代金の領収書等のコピーまたは請求書のコピーが必要です。 ※請求書のコピーを提出した場合は、工事代金の支払後、速やかに領収書のコピーを提出してください。
⑤振込先口座の通帳のコピー (10ページ参照)	・補助金の受取を口座振替で希望する場合
⑥委任状 (記入上の注意点:8~9ページ)	・ 委任状には押印が必要です。 (シャチハタ等のスタンプ印は使用できません) ・補助金の請求者(申請者)と口座名義人が異なる場合のみ、委任状を提出してください。

5 街路灯が故障した場合

補助申請期間前又は申請期間終了後に街路灯が故障したりなど緊急を要する場合は、予算の範囲内で補助金を交付できる場合がありますので、御相談ください。

1 申請方法

(1)街路灯設置補助金担当者に、補助金の申請を希望する旨を電話で御連絡ください。

連絡先:土木管理課道路占用係 25-5375(直通)

(2)申請方法は、通常の補助金申請と同様です。

(3)予算の執行状況によっては、補助金の上限額を交付できないことや、補助申請を受付できないことがあります。

2 工事の着工

(1)「補助予定額通知書」は申請日から2週間以内に交付します。

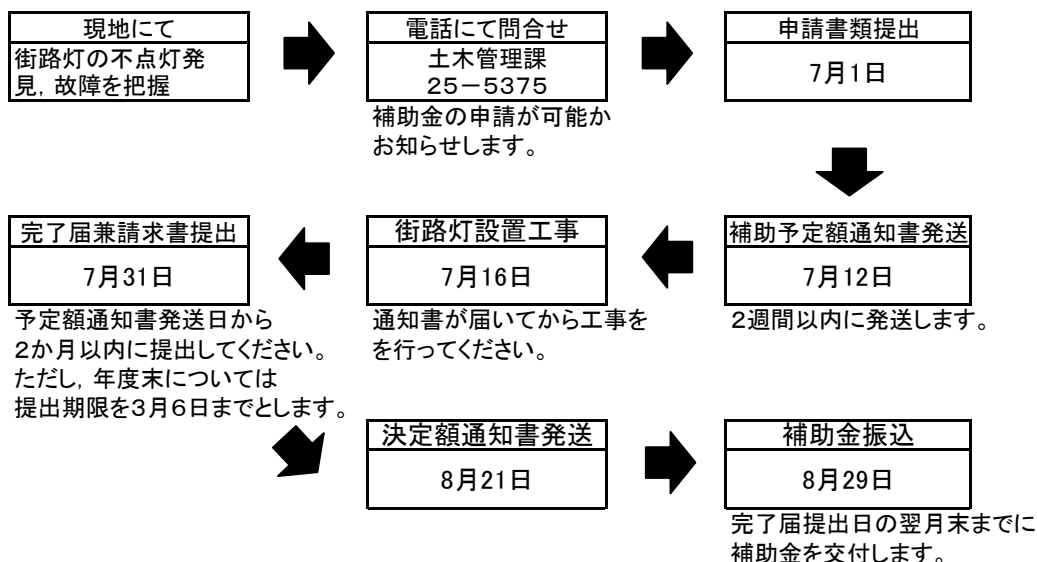
(2)工事は必ず「補助予定額通知書」を受領してから始めてください。

※補助予定額通知書受領前に工事を行ったものは、補助の対象になりません。

3 工事完了届兼請求書

工事が完了したときは、速やかに工事完了届兼請求書を提出してください。

4 申請から補助金交付までの流れ(例)



6 交付申請書の記載方法

整理番号	☐ 通常 ☐ 随時
------	--

街路灯設置補助金交付（変更）申請書

令和 7 年 4 月 15 日

（宛先）旭川市長

文字を消すことができる
筆記用具は使用できません。
（鉛筆や「消すことができる
ボールペン」など）
・やむを得ず訂正する際は、
二重線で抹消し、余白に
正しく記入してください。

（郵便番号 070 - 0037 ）

9

住 所 旭川市 7 条通 10 丁目

団 体 名 旭 川 町 内 会

役職・氏名 会長 旭山 太郎

電話番号 26 - 1111

次のとおり（申請・変更申請）します。

変更理由

カタログ掲載のワット数を記載

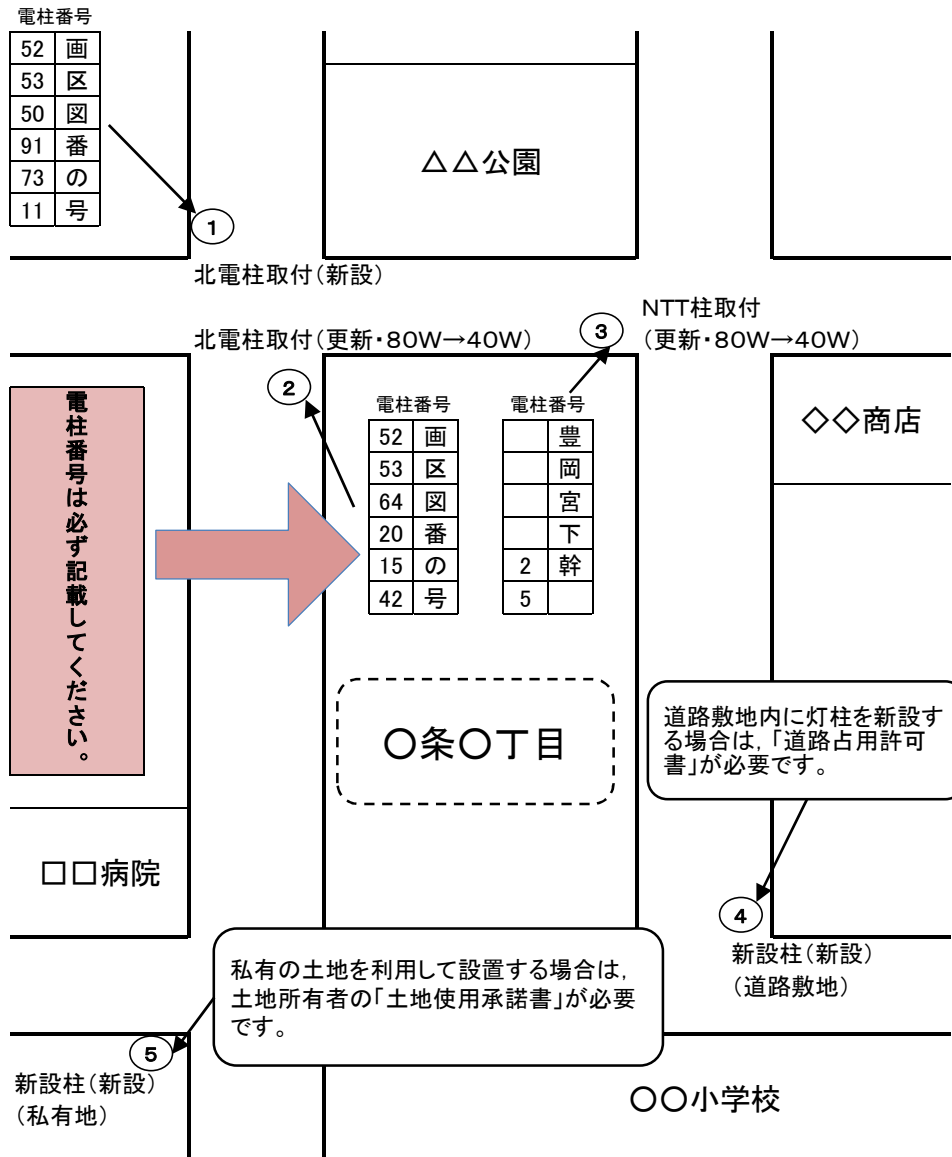
消費税込の金額を記載

設 置 種 別	現在の街路灯				設置する街路灯				備 考
	設置年度	規 格		灯数 (灯)	規 格		灯数 (灯)	工事費(円)	
		光源	ワット数(W)		光源	ワット数(W)			
既設の電柱等に電 灯を取り付けるも の	H19,20年度・不明	水銀灯	60	4	LED	8.9	4	132,000	
	H15年度・不明	水銀灯	100	2	LED	16.1	2	88,000	
電灯を金属又は クリーを新たに のもの	現在の街路灯を設置した年度を記載してくだ さい(設置した年度が古く、調査しても分から ない場合のみ「不明」としてください)				1灯当たりの工事費が異なる複数の灯具を設 置する場合は、分けて記載してください				
合 計				6			6	220,000	
補助金交付申請額					提出時、職員確認の下、記入していただ きます。				円
工 事 業 者	住所（所在地） 旭川市 7 条通 10 丁目								
	(株)あさびー電気 氏名（名称、代表者） 代表取締役 旭 三郎 電話番号 26 - 9999								
予定工事期間	着 工 年 月 日	令和 7 年 6 月 10 日			完了年月日	令和 7 年 7 月 31 日			
		6月1日以降の日付を記載			8月29日までの日付を記載				
団 体 の 担 当 責 任 者	住 所 旭川市 6 条通 10 丁目								
	氏 名 総務部長 旭田 二郎 電話番号 26 - 1112								
添 付 書 類	1 設置工事見積書の写し 2 設置箇所図 3 姿図（カタログ等の写し） 4 設置箇所の現況写真 5 道路占用許可書の写し又は土地使用の承諾書の写し（電灯を取り付けた灯柱を新たに設置する場合に限る。）								

（注） 1 変更理由は、申請内容を変更しようとする場合のみ記入してください。
 2 「光源」の欄には、白熱灯、蛍光灯、水銀灯、インバータ式蛍光灯、ナトリウム灯、
 発光ダイオード灯（LED）など光源の種別を記入してください。

7 設置箇所図の作成例

現地を確認した際に分かるように、目印となる建物等の記入をお願いします。

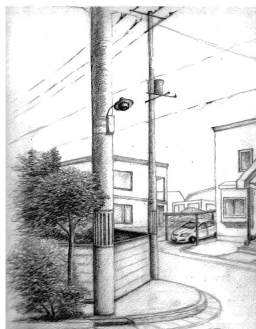


8 写真の撮影例

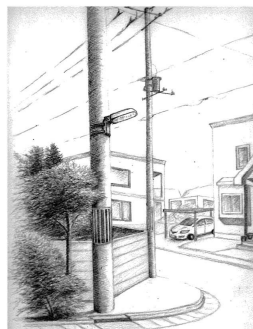
写真は下図のように撮影したものを、街路灯1灯に付き1枚提出してください。

完了届に添付していただく写真と同じ場所だと分かるように、周りの住宅などの風景が分かるよう撮影してください。なお、電柱番号の写真の提出は求めませんが、位置図には電柱番号を記入してください。

電柱番号が不明な場合は設置者(北電またはNTT)へお問い合わせください。



(着工前)



(着工後)

9 工事完了届兼請求書の記載方法

様式が変更になりました。

(宛先) 旭川市長

・文字を消すことができる
筆記用具は使用できません。
・やむを得ず訂正する際は、
二重線で抹消し、余白に
正しく記入してください。

(郵便番号 070-0037)

住所 旭川市7条通10丁目

団体名 旭川町内会

役職・氏名 会長 旭山 太郎

電話番号 26-1111

☐通常
☐随時

書
令和7年7月16日

先に補助金の交付を申請した街路灯設置工事について、次のとおり完了しました。

また、旭川市街路灯設置補助金交付規則第9条の規定による補助決定額の通知を受けた場合、当該補助決定額の通知の日をもって請求日とし、及び当該補助決定額を請求額として補助金を請求します。

設置種別	規格		灯数 (灯)	工事費(円)	備考
	光源	ワット数(W)			
既設の電柱等に 電灯を取り付け るもの	LED	8.9	4	132,000	交付申請書の 「設置する街路灯」の 欄と同じように記載 実際の着工年月日、 完了年月日を記載
	LED	16.1	2	88,000	
電灯を取り付け た金属又は鉄筋 コンクリート製 の灯柱を新たに 設置するもの					
合 計			6	220,000	
工事期間	着工年月日	令和7年6月15日		完了年月日	令和7年7月10日
補助金の 受領方法	☒ 口座振替 (右記口座)	振込先 旭川銀行 緑橋通支店			
	☐ 窓口払い	口座番号 1234567			
		口座名義人 (カタカナで記入) アサヒカワチヨウナイカイ			
どちらかにチェック 事業者の発行するしゅん工を証する書類の写しを添付してください。 各灯の設置状況を確認できる写真を添付してください。					
注意事項	3 工事代金に係る請求書又は領収書等の支払を証する書類の写しを添付してください。 4 補助金の受領方法の欄は、レ印を付け、必要事項を記入してください。 5 口座名義人が申請者と異なるときは委任状が必要となります。				

口座振替の場合は
通帳を確認して記入
(10ページ参照)

10 委任状の記載方法

委 任 状

・文字を消すことができる筆記用具は使用できません。
・訂正する際は、二重線で抹消し余白に正しく記入してください。

様式が変更になりました。

同じ印鑑を2箇所に押印
(シャチハタ等のスタンプ
印は使用できません)

(〒 070 - 0037

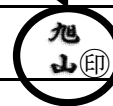
委任者

住 所 旭川市7条通9丁目

団 体 名 旭 川 町 内 会

役職・氏名 会長 ・ 旭山 太郎

電話番号 2 6 - 1 1 1 1



私は下記の者を代理人と定め、令和6年度街路灯設置補助金の受領についての
一切の権限の権限を委任します。

受任者

住 所

口座名義人

氏 名

電話番号

請求者と口座名義人が異なる
場合に記入(9ページ参照)

11 委任状の提出

口座振替で補助金の受取を希望する場合、請求者と口座名義人が異なる際は「委任状」の提出が必要となりますので、次の表で御確認ください。

委 任	申請者(請求者) → 口 座 名 義 人								
1 「委任状」の提出が <u>必要な場合</u>	① 「請求者」(申請者)と振込先の「口座名義」が異なっている場合 (例) <table><tr><th>請求者</th><th>口座名義</th></tr><tr><td>旭川町内会 会長 旭山太郎</td><td>旭川町内会 会計 北海三郎</td></tr><tr><td>旭川町内会 会長 旭山太郎</td><td>旭川町内会 北海三郎</td></tr></table>	請求者	口座名義	旭川町内会 会長 旭山太郎	旭川町内会 会計 北海三郎	旭川町内会 会長 旭山太郎	旭川町内会 北海三郎		
	請求者	口座名義							
旭川町内会 会長 旭山太郎	旭川町内会 会計 北海三郎								
旭川町内会 会長 旭山太郎	旭川町内会 北海三郎								
2 「委任状」の提出が <u>不要な場合</u>	② 振込先の「口座名義」に団体名等の入らない個人の通帳 (例) <table><tr><th>請求者</th><th>口座名義</th></tr><tr><td>旭川町内会 会長 旭山太郎</td><td>上川二郎</td></tr><tr><td>旭川町内会 会長 旭山太郎</td><td>旭山太郎</td></tr></table>	請求者	口座名義	旭川町内会 会長 旭山太郎	上川二郎	旭川町内会 会長 旭山太郎	旭山太郎		
	請求者	口座名義							
旭川町内会 会長 旭山太郎	上川二郎								
旭川町内会 会長 旭山太郎	旭山太郎								
	① 口座名義人に役職・氏名が入り、「請求者」(申請者)と同一の名前の場合 (例) <table><tr><th>請求者</th><th>口座名義</th></tr><tr><td>旭川町内会 会長 旭山太郎</td><td>旭川町内会 会長 旭山太郎</td></tr><tr><td>旭川町内会 会計 北海三郎</td><td>旭川町内会 会計 北海三郎</td></tr><tr><td>旭川町内会 総務 日本一郎</td><td>旭川町内会 総務 日本一郎</td></tr></table>	請求者	口座名義	旭川町内会 会長 旭山太郎	旭川町内会 会長 旭山太郎	旭川町内会 会計 北海三郎	旭川町内会 会計 北海三郎	旭川町内会 総務 日本一郎	旭川町内会 総務 日本一郎
	請求者	口座名義							
旭川町内会 会長 旭山太郎	旭川町内会 会長 旭山太郎								
旭川町内会 会計 北海三郎	旭川町内会 会計 北海三郎								
旭川町内会 総務 日本一郎	旭川町内会 総務 日本一郎								
	② 口座名義が「旭川町内会 会計」等個人名がない場合 (例) <table><tr><th>請求者</th><th>口座名義</th></tr><tr><td>旭川町内会 会長 旭山太郎</td><td>旭川町内会会計 (個人名なし)</td></tr><tr><td>旭川町内会 会長 旭山太郎</td><td>旭川町内会 (町内会名のみ)</td></tr></table>	請求者	口座名義	旭川町内会 会長 旭山太郎	旭川町内会会計 (個人名なし)	旭川町内会 会長 旭山太郎	旭川町内会 (町内会名のみ)		
請求者	口座名義								
旭川町内会 会長 旭山太郎	旭川町内会会計 (個人名なし)								
旭川町内会 会長 旭山太郎	旭川町内会 (町内会名のみ)								

【委任状に押印する印鑑】

委任状に押印する印鑑については、次の点に御注意ください。

- 1 シャチハタ等のスタンプ印は使用できません。
- 2 使用できる印鑑は、「委任者個人の印」または「委任者の役職が入っている職印」です。
役職名が入っていない印鑑は、銀行の届出印であっても使用できません。

(例)



○ 使用できます。



× 役職名が入っていないため使用できません。

12 振込先口座の確認方法

表 紙

預金通帳 普通預金	店番号 0 0 2	口座番号 1 2 3 4 5 6 7
	旭川町内会 会長 旭山 太郎 様	
旭 川 銀 行		

このページをコピー
してください。

1枚めくる

おなまえ アサヒカワチヨウナイカイ 様		
店番号 0 0 2	口座番号 0 1 2 3 4 5 6	課税区分 通帳限度額
この部分を記入		旭 川 銀 行
お取引店 緑橋通支店		
電話番号 0166-■■-▲▲××		
通帳発行日 平成■年▲月○日		
代理発行店		
		ゆうちょ銀行の口座は 下ページの下部に記載